

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 1 9 日	
千葉県知事 熊谷 俊人 様	
提出者	
住 所 千葉県袖ヶ浦市北袖 9 番地 1	
住友化学株式会社 千葉工場 (袖ヶ浦地区)	
氏 名 執行役員千葉工場長 奥 憲章	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0 4 3 8 - 6 3 - 1 2 1 2	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	住友化学株式会社 千葉工場 (袖ヶ浦地区)
事業場の所在地	千葉県袖ヶ浦市北袖 9 番地 1
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業 小分類：有機化学工業製品製造業
②事業の規模	前年度 (令和 5 年度) の製造品出荷額 1, 6 1 4 億円
③従業員数	7 7 8 名 (令和 5 年 3 月 1 日時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙 1 のとおり」

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項										
(管理体制図) 「別紙2のとおり」										
特別管理産業廃棄物の処理の抑制に関する事項										
①現状	【前年度(令和5年度)実績】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強アルカリ	強酸	PCB廃棄物	感染性廃棄物	汚泥(有害)	廃油(有害)		合計
	排出量(t)	550.2	126.1	0.001	0.0	0.02	0.003	0.0		676.3
	(これまでに実施した取組) ・1997.6.26付でISO14001の認証を取得し、毎年度、「環境管理実施計画」を作成している。 また、この中で廃棄物の減量化、排出抑制及び有効利用の推進を行っている。 ・ISO14001の取組みを継続し、「環境管理実施計画」を作成し、確実に実施。 取組状況は、実績評価を2回／年実施し、進捗度管理を行ない、次年度計画に反映させている。									
②計画	【目標(令和6年度)】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強アルカリ	強酸	PCB廃棄物	感染性廃棄物	汚泥(有害)	廃油(有害)		合計
	排出量(t)	500	80	0.1	20	0.1	0.1	5		605
	(今後実施する予定の取組) ・今後もこれまでの取組みを継続する。									
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項										
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・工場の「廃棄物処理規則・要領」を定め、この中で、分類基準を作成し、廃棄物の性状、処理方法に応じた分類を実施している。 これにより、工場内で発生する全ての廃棄物は登録(番号付け)され、リスト化して管理している。 ・全ての特別管理産業廃棄物について、管理体制(分析による分別等)を徹底し、法的に有効な保管場所を定めている。 ・不用物となった高濃度PCB機器(安定器)について、専門業者に依頼し、減量化を行っている。									
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・今後もこれまでの取組みを継続する。									

(第3面)

自ら行なう特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強アルカリ	強酸	PCB廃棄物	感染性廃棄物	汚泥(有害)	廃油(有害)	合計
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量(t)	0	0	0	0	0	0	0	0
	(これまでに実施した取組) ・実績なし。								
②計画	【目標(令和6年度)】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強アルカリ	強酸	PCB廃棄物	感染性廃棄物	汚泥(有害)	廃油(有害)	合計
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量(t)	0	0	0	0	0	0	0	0
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。								

自ら行なう特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強アルカリ	強酸	PCB廃棄物	感染性廃棄物	汚泥(有害)	廃油(有害)	合計
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0
(これまでに実施した取組) ・実績なし。									
②計画	【目標(令和6年度)】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強アルカリ	強酸	PCB廃棄物	感染性廃棄物	汚泥(有害)	廃油(有害)	合計
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0
(今後実施する予定の取組) ・予定なし。									

自ら行なう特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強アルカリ	強酸	PCB廃棄物	感染性廃棄物	汚泥(有害)	廃油(有害)		合計
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の	0	0	0	0	0	0	0		0
	(これまでに実施した取組) ・昭和62年に設置届を提出し、遮断型最終処分場を保有しているが、平成12年度以降埋立実績はありません。									
②計画	【目標(令和6年度)】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強アルカリ	強酸	PCB廃棄物	感染性廃棄物	汚泥(有害)	廃油(有害)		合計
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0		0
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。									

特別管産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強アルカリ	強酸	PCB廃棄物	感染性廃棄物	汚泥(有害)	廃油(有害)	合計
	全処理委託量(t)	550.2	126.1	0.001	0	0.02	0.003	0	676.3
	優良認定処理業者への 処理委託量	226.3	126.1	0.001	0	0.02	0.003	0	352.4
	再生利用業者への 処理委託量	0.8	0	0	0	0	0	0	0.8
	認定熱回収業者への 処理委託量	10.2	0	0	0	0	0	0	10.2
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	62.1	0	0	0	0.02	0.003	0	62.1
	(これまでに実施した取組) ・引火性廃油の委託は、焼却処理よりも、有効利用の中間処理(最終)業者の比率を高めてきている。 ・全ての特別管理産業廃棄物の処分委託は、埋立て処分ではない、有効利用の中間処理(最終)業者へ委託している。 ・焼却処理については、廃棄物処理法第3条の自己処理責任の精神により、工場構内に設置した焼却炉で処分することを原則とする。 ・既存の契約先への優良認定及び認定熱回収取得の働きかけ。 ・高度の再資源化技術を持つ委託先の開拓。								

②計画	【目標(令和6年度)】									
	産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強アルカリ	強酸	PCB廃棄物	感染性廃棄物	汚泥(有害)	廃油(有害)		合計
	全処理委託量	500	80	0.1	20	0.1	0.1	5		605
	優良認定処理業者への 処理委託量	230	80	0.1	20	0.1	0.1	5		335
	再生利用業者への 処理委託量	0	0	0	0	0	0	0		0
	認定熱回収業者への 処理委託量	10	0	0	0	0	0	5		15
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	60	0	0.1	0	0.1	0.1	0		60
	(今後実施する予定の取組) ・これまでに実施してきた取組み(優良評価委託先の優先、認定熱回収業者の優先、再利用・再資源化優先、分別徹底および減量化等)の継続。									
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度(令和5年度)実績】								
		特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)					676.3 t			
		(今後実施する予定の取組等) ・現状、100%電子マニフェスト化している。今後も100%電子マニフェスト化を継続する。								
※事務処理欄										

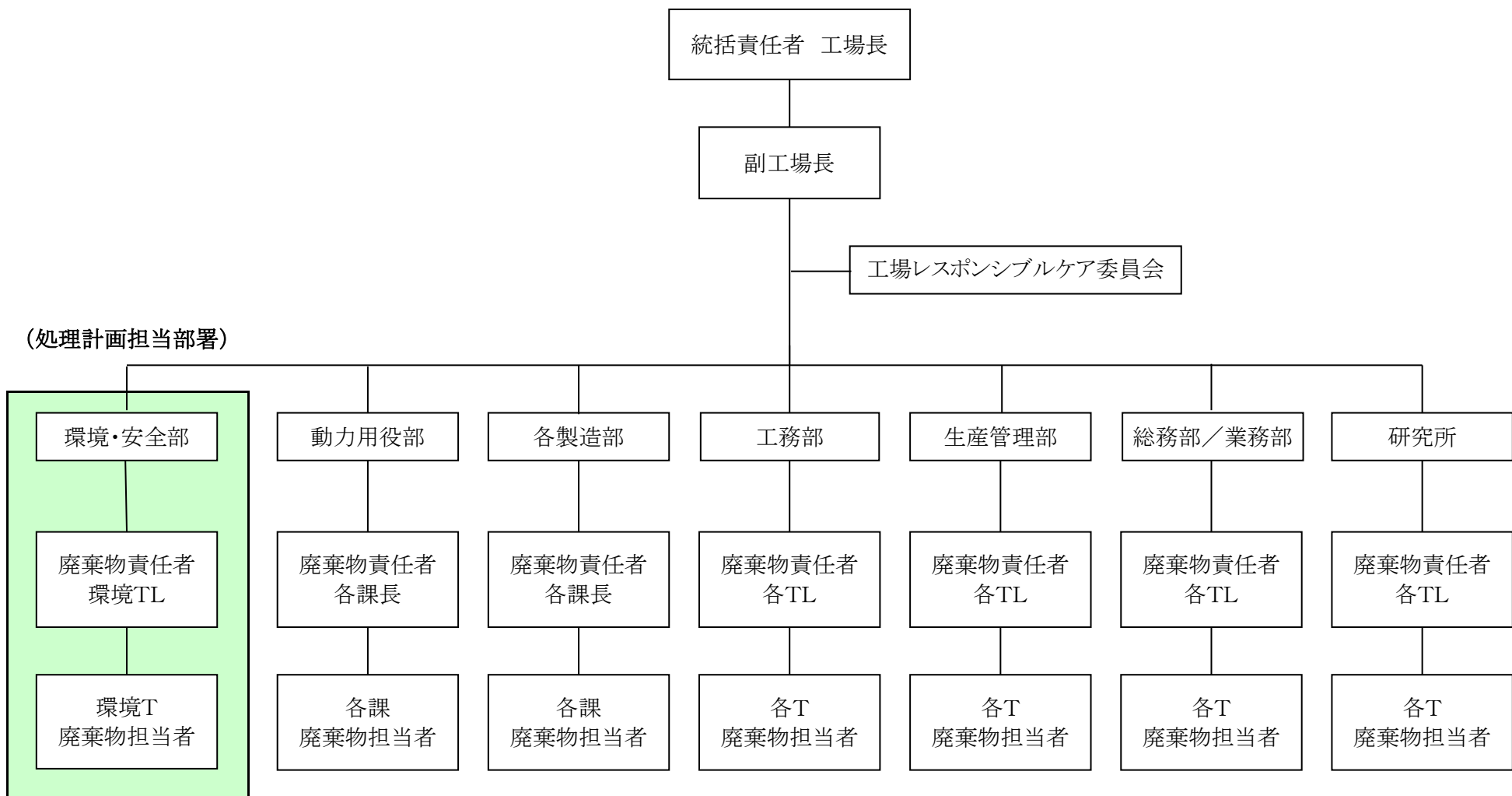
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の一連の処理工程(袖ヶ浦地区)

※ … 特別管理産業廃棄物





※T=チーム、TL=チームリーダー